

次に、歳入についての質疑に入ります。第1款「市税」から第10款「地方特例交付金」、65ページから69ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員の質疑を許します。

榎井委員

それでは、ページ数で言えば65ページ、市税に関する全体的な関係で、今年度の市税に関する全体的な評価といたしますかね。その辺についてまず御答弁を願いたいと思います。

納税課長

合併後の収納率が向上いたしました背景には、税の重要性に対する市民の皆様の認識の変化と、税の納付に対する御理解、御協力により旧市町でまちまちであった収納方法が新市となったことにより一本化され、適正な収納がなされるようになったことが第一であると考えております。

榎井委員

収納率がゆっくり上がってきているということ言えば、市民の方たちの理解、徴収業務の一本化等が今言われたんじゃないかというふうに思います。

市税全体に対する評価の問題としては、そういう問題だけではないんじゃないかというふうに思うんですけども、その範囲の御答弁で済ませるつもりでしょうか。

納税課長

このほかにも財政状況が厳しい中で、差し押さえ、要するに滞納整理の強化も図ってきております。それも一因であるというふうに思っております。

榎井委員

歳入はこの飯塚市を運営していく基本的な収入なんですよ。それについて、もっとこう大きな視点から評価といたしますか、総括をしていただきたいというふうに思うわけですね。それで、調定額の比で言えば、平成17年が86%、18年が88%、19年が90%という向上をしてきてます。これには、今さっき初めに言われた方向といたしますか、努力が反映されたものというふうには思います。しかし、市税の予算現額で見た場合も、この傾向としてあらわれているのかどうかということについてはいかがでしょうか。

納税課長

市税の予算額につきましては、予算を編成するときには、現年度及び過年度の収納率等を参考にして行っておりますので、同様の傾向が見られると考えております。

榎井委員

予算現額がありまして、そして、前年度等の実績を見て、そして、調定額を定めるわけですね。その調定額に対して何%だと、若干上がってきているという状況はありますが、果たしてその予算現額全体から見たら、同じような傾向が出ているのかどうか。同じような傾向が出ているとしても、予算現額との関係で見れば、収納率が低いというふうに思われるわけです。

そこで、市民税は平成17年に比べると15億300万円も増えています。近年の経済状態から見たら、市民の収入が大きく増えたというふうには考えにくい状況があります。じゃ、なぜ15億円も増えたかということ、定率減税の廃止、さらには、年金控除、高齢者控除の縮減廃止、さらには、特別扶養控除の廃止、これらで収入が増えないけれども課税対象額が増えたというその結果ではないか。それが大きく反映しているのではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

課税課長

委員が申されますように、平成18年度の老齢者控除の廃止、平成19年度の定率減税廃止がございました。収入が増えないのに課税対象額が増えた結果であることは間違いございません。特に、19年度は三位一体の改革の一環といたしまして、国から地方への住民税への税源移譲が行われました。例を申しますと、住民税の税率が5%から10%になる場合は、所得税

が10%から5%になります。このようなことから、税収増となったものであります。

楡井委員

経済情勢については、一致したお考えのようであります。

ところで、固定資産税の調定額が大きく減ってるわけですがけれども、この固定資産税の調定額の減ってる原因は何でしょうか。

課税課長

土地、家屋については、原則として3年間評価額を据え置く制度になっております。平成18年度においては、3年ごとの評価を見直す年でございました。家屋の評価額につきましては、評価がえの時点で新築するものとしたときの再建築費に家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による原価等をあらわした経年減点補正率を乗じて求められます。その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置かれます。家屋の建築費につきましては、平成5年ごろから続いていた上昇傾向が沈静化しております。以後は、建築資材の価格等が下落傾向を示しております。このことから、比較的建築年次の新しい家屋につきましては、評価がえごとに価格が下落しております。マンション、それから新築家屋等がございしますが、その分を差し引きましても、このような結果となっているところでございます。

楡井委員

評価がえが平成18年に行われた。さらには、今説明のあったような内容で、こういう結果になったんだというふうなことですけれども、固定資産税の近年の増減といいますが、上がったり下がったりする関係、今年度特別に下がっているんじゃないかという気がするんですけども、その点はどうでしょうか。

課税課長

特に評価がえの年、平成18年につきましては下落傾向にございますので、次年、また平成21年度、評価がえでございますが、若干下落傾向になるのではないかと考えております。

楡井委員

評価が下がっているという御指摘です。これについては私の理解と違いますけども、私のほうも勉強が不足なんだろうから、これ以上、質問が続けられませんが、申しわけありません。

先ほどマンションのお話もありましたけど、建築資材等が安くなってきて、マンションの価格も下がっていると。そういう関係で、固定資産税、最近この飯塚市内、かなりマンションが建っているような状況がありますけれども、そういうところの固定資産税の伸びが目立たないというようなことでしょうか。

課税課長

先ほどから申しておりますとおり、評価がえの年につきましては、そういう具合に、既存家屋が下落してまいりますので、下落という形になります。それから、マンションにつきましても、現状では頭打ちの状況でございます。

楡井委員

次に、不納欠損についてお聞きしたいと思います。

平成18年比で、どれも、どの項目といいますが、税の種類も、1件当たりの平均額が増えているように思います。それで、特別土地保有税の欠損の内容については、いかがでしょうか。

納税課長

特別土地保有税につきましては、平成19年度において7件、約429万1千円を不納欠損といたしております。これは、特別土地保有税が、平成15年の税制改正により、課税停止という措置がとられ、それから5年を経過したことによる時効が主な原因でございます。

この税自体が、土地の有効利用促進と、登記取引の抑制を目的とした政策税制であったことから、処分徴収、いわゆる差し押さえがなじまず、この間、土地の所有者に納税指導を行ってきた経緯もございしますが、土地を保有していた会社等が、倒産、廃業したり、また競売にかか

ったりした結果、今回時効となったものでございます。

楡井委員

そうすると、これは来年度も含めて、今は平成20年度ですから、19年度決算、さらには20年度決算、21年度決算という状況の中で、次々とこの不納欠損が出てくるような状況になりますか。

課税課長

あと、残っております関係者につきましては2名でございます。税額といたしましては、13万4千円でございます。この分につきましては、まだ猶予期間中でございますので、すぐ不納欠損で落とすということにはならないと思います。

楡井委員

年数の猶予があるということで、来年は出ないんじゃないかということですが、その2件の方たちへの対策といたしますか、これはきちんととられますでしょうか。

課税課長

2名の方には、それぞれ猶予期間中でございますので、その後、どうされるのかということでは、こちらから接触をいたしております。

楡井委員

次に、項目変わりますけれども、差し押さえのほうに入らせていただいているんですね。よろしくをお願いします。差し押さえについて若干お尋ねいたします。これも、資料は引き続きのページにずっと載っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平成18年比で、3,091件増えております。それから、結局これは、216%というような状況になっております。人員でいっても、2,227人といたしますか、件数なんですが、これも213%の増になっておりますし、金額でも、1億1,244万706円ということで、これも208%ぐらいふえてきています。なぜこのような結果になったのでしょうか。その点からお尋ねいたします。

納税課長

合併後におきましての、平成18年度と19年度の差し押さえ件数及び金額を比較いたしますと、委員がおっしゃるとおり、いずれも200%以上倍加いたしております。

これは、合併前の旧1市4町においては、それぞれの自治体の徴収方法で滞納整理が行われていたわけですが、合併後は各法令に従って、適正な納税指導を行うとともに、市民の皆さんの税負担が軽く納めやすいうちに、税金を早目に納めていただくことを第一に考え、差し押さえという措置をとらせていただいている関係上、増加していると考えております。

楡井委員

従来に比べて、合併をしたことによって、自治体別それぞれにやられていた方法が、それを適正に変えたというふうに、そうすると、今まで旧自治体別にやっていたことが、適正でなかったのかという、へ理屈的な考え方も生まれてくると思うんです。そういう意味では、納めやすいというようなことも言われましたけれども、差し押さえをすることが納めやすいことになるのか、市民にとってみて。そういう意味では、差し押さえをする基準、それから考え方、これを新しい飯塚市になった機会に変えたのかどうかという点についてお知らせ願ひしたいと思います。同時に、差し押さえに踏み切る基準といたしますか、これについてもお答え願ひしたいと思います。

納税課長

差し押さえを行う基準は、督促及び再三にわたる納税催告並びに電話連絡等にもかかわらず、何ら連絡もなく、納税相談等に全く来庁されない方。その他、分納誓約書等において定期的に納付するという誓約がなされていたにもかかわらず誓約が守られていない等、納税意識が薄い、もしくはないと判断される場合は、法令に基づく預貯金調査を初めとして、各種財産調査を行

います。その結果、担税資産があり、滞納処分が可能であると判断される場合には、法の規定に基づいて差し押さえを行っております。これは、合併前に、旧1市4町でばらばらだった徴収方法を統一して、適正な徴収方法に改善した結果、その効果が浸透してきたものと考えており、加えて、税源移譲の影響で市民税の徴収率が低下いたしましたので、この対応策といたしまして、昨年、平成19年10月から納期内納付の強化を推進したことも要因の一つだと考えております。

楡井委員

9月の市報で、市長名で、課税ミス、これをおわびの文書が載りました。これは平成19年度はなかったかどうかということなんですけれども、これらの状況が生まれる内容として、昨日質問いたしました、職員の勤務が過密になってきているという状態、人的ひずみのあらわれではないかというふうにも思うんですけれども、平成19年度はそういうミスは全然なかったんですか。

課税課長

昨年と本年では、申告体制及びその後の入力作業の体制を変更しております。その時点では、その体制で十分できると判断しておりましたが、その判断が甘く、今回の事態を招きました。そのことがすべての原因であります。平成19年につきましては、そのようなことはございませんでした。

楡井委員

結局、平成19年度と20年度、20年度のことを言って申しわけないんですけど、比べて、体制を変更してこういうミスを招いたという御答弁のようであります。差し押さえに関して苦情や問い合わせ、そういうのが、この間、特にこの一、二年、たくさんあったんじゃないかというふうに思いますけども、そのうち、特徴的な点を御紹介いただきたいと思っておりますけど。

納税課長

差し押さえを行った場合、9割以上の方が来庁もしくは電話で問い合わせされます。そこで初めて折衝が始まることも多いわけですが、なぜ払わないといけないのかとか、給料が少ないから払わないという苦情から、分割納付の相談まで、多種多様でございます。そのような中で、理解し、納得していただけるよう、十分説明しているところでございます。

楡井委員

90%の方がという御答弁であります。これは、預貯金の差し押さえ、件数で2.96倍、約3倍です。それから、件数といいますか、人員の数では、3.13倍というふうに、大きく引き上がっています。これは一番初めに述べた数字ともほぼ同じような内容ですけれども、これは金額でも3.11倍ということでもあります。

それで、件数、人員、金額ともほぼ3倍になっているわけですから、この内容が相当厳しいんじゃないかというふうに思ひまして、何人かの方たちの聞き取り調査もいたしました。その中で出てきたことが、給料を差し押さえるには、一定の制限があります。3割ですか。ところが、その給料が一遍、通帳に振り込まれると、100%預金というふうにみなして、全額差し押さえられたというような事例もありました。それから、生活費がなくなるだろうというふうに予測される、3万5千円とか3万8千円とか4万円とか、そういう残額を残らず抑えたというような例もお聞きいたしました。それから、督促状と差し押さえ状が同日に発送された例というのもありました。これ、先ほど御答弁の中で、督促をして、何度も催促をして、一定の時間がかかってから差し押さえに踏み切るといようなお話でしたけれども、それとはもう全然違う内容が生まれています。

これについては、今3つしか例を示しませんでしたけれども、こういうような事実の有無の問題については、いかがですか。

納税課長

まず、給与の関係でございますけど、給与を差し押さえる場合は、差し押さえ制限等の問題があるので、預貯金の差し押さを優先しているのではなく、本人の勤務先での立場等がございますので、預貯金の差し押さを優先して行っております。この場合、給与等であっても、振り込まれた時点で、預貯金債権となりますので、滞納金額が預貯金の額よりも多い場合は、全額差し押さえを行っております。

しかし、このような場合でも、全額差し押さえは生活が厳しいので、何とかならないかといった相談に当事者本人が来庁されたときには、十分に協議を行い、返金も行っております。

また、生活費がなくなるだろうとの予想がたつのにということでございますが、これに関しても生活費がなくなるということは、全額差し押さえということだろうと思っておりますが、先ほどお答えいたしましたように、当事者のほうが相談に来庁された場合は、十分に協議いたします。もちろんその場合には、ほかの資産等も参考にいたしますが、生活ができなくなるような差し押さえはないと認識しております。

それと、最後に、督促状と差し押さえ状の関係でございますが、これは1件、同時に発送した例がございます。平成19年度国民健康保険税9期分の督促状を平成20年3月19日に発行し、誤って差し押さえ警告書も同日付で発行し、市民の方に御迷惑をおかけいたしました件でございます。

本市におきましては、市税等滞納整理の中で、納税催告書、差し押さえ予告、差し押さえ警告等の催告書を発行しておりますが、本来は、早くも督促状発送後、10日を経過してから発行いたしております。この例は、担当者が十分なチェックを怠ったことによる初歩的なミスであり、深く反省するとともに、当事者の市民の方には、心からおわびした次第でございます。このことにつきましては、税務行政に対する信頼を損なうものであり、再発を防止すべく、職員教育を徹底しているところでございます。

楡井委員

今示した3つの事例は、いずれも存在したといえますか。例があるということなんです。初め、今の答弁の最初のほうに、支払いに配慮して給料差し押さえはしなかった、それで貯金のほうを押さえたというふうに言われましたが、貯金を押さえたときは全額押さえた、こうなるんです。ですから、先ほど示したように、給料差し押さえ、これは一見差し押さえをしないのは、職場関係の人たちへの配慮というようなふうに見えますけど、やっていることは、全額差し押さえる内容でもあります。これらは、きちんと生活実態を相談に来れば、それに応じるというようなことではなくて、そういうことをする以前に、もっとしっかり、調査権が当然税務課はあるわけですから、きちんと調べた上でやるべきじゃないかというふうに思います。

それで、10月23日の西日本新聞にありました。やみくもに差し押さえをするわけではないというふうに報道されておりますけれども、今のような実情をお聞きしますと、市民への窓口対応、これはかなり冷たい事例ということが多いんじゃないかと思えます。相談に見えても、私たちは法律でやっていますからという一点張りにつき返すというような事例もお聞きしています。そういうことをないように、市民を大切にするといいですか、もっと温かい目で見るように、その上で、納めていただくような状況をつくり出さなきゃならないという視点をきっちり押さえていただきたいというふうに思います。一方では不納欠損を1億5,700万円も出しながら、そういう状況をつくり出しているということについては、余り納得のできるものではないというふうに思います。市民の暮らしを成り立たなくするような徴税行政は、ぜひやめていただきたい、住みたいまちづくりのためにも、逆行するんじゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第1款「市税」から第10款「地方特例交付金」までの質疑を終
結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時からとさせていただきます。
休 憩 11:52